

平成30年11月市議会建設水道委員会資料

第145号議案

長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例の改正概要	1
2 条例の新旧対照表	2～3
3 水道の布設工事監督者と水道技術管理者の学歴と実務 経験年数	4～5
4 関係法令（抜粋）	6～7

上下水道局

平成30年11月

1 条例の改正概要

(1) 改正理由

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）」により、「専門職大学等※」の制度が創設されることに伴い、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」が改正された。（施行日：平成 31 年 4 月 1 日）

改正された内容は、学校教育法の一部改正に伴い制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することとなるため、水道法施行令及び水道法施行規則において定められている布設工事監督者及び水道技術管理者の要件に、専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を明記するものとなっている。

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件については、水道法施行令で定める資格を参酌して条例で定めること（水道法第 12 条第 2 項及び第 19 条第 3 項）とされており、その内容は、国の基準を一律に適用することが合理性を欠くものではないため、専門職大学の前期課程を修了した者が含まれるよう長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正しようとするもの。

また、併せて所要の整備を行うもの。

※専門職大学等… 「大学制度」の中に位置づけられ、より実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして、4 年制課程の専門職大学と 2 年制又は 3 年制課程の専門職短期大学が制度化された。専門職大学については、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入でき、前期課程修了後一旦就職してから後期課程へ再入学するなど、多様な学習スタイルを選択することが可能となっている。

(2) 改正の主な内容

ア 水道の布設工事監督者の資格

条例第 10 条第 2 項に規定されている水道の布設工事監督者の資格要件について、専門職大学の前期課程を修了した者を含める。（条例第 10 条第 2 項第 3 号）

イ 水道技術管理者の資格

条例第 11 条に規定されている水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程を修了した者を含める。（条例第 11 条第 2 号及び第 4 号）

(3) 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

2 条例の新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年長崎市条例第38号）</p>	<p>○長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年長崎市条例第38号）</p>
<p>第1条～第9条 （略）</p>	<p>第1条～第9条 （略）</p>
<p>（水道の布設工事及び布設工事監督者の資格）</p>	<p>（水道の布設工事及び布設工事監督者の資格）</p>
<p>第10条 （略）</p>	<p>第10条 （略）</p>
<p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p>	<p>2 水道法第12条第2項の規定に基づき条例で定める水道の布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(2) （略）</p>	<p>(1)～(2) （略）</p>
<p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(3) 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(4)～(5) （略）</p>	<p>(4)～(5) （略）</p>
<p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、<u>学校教育法による大学院研究科</u>において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、<u>学校教育法に基づく大学院研究科</u>において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(7)～(8) （略）</p>	<p>(7)～(8) （略）</p>
<p>（水道技術管理者の資格）</p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p>
<p>第11条 （略）</p>	<p>第11条 （略）</p>
<p>(1) （略）</p>	<p>(1) （略）</p>

現行	改正案
<p>(2) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者にあつては6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(2) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)</u>にあつては6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者にあつては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(4) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)</u>後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者<u>(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)</u>にあつては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(5)～(6) (略)</p>	<p>(5)～(6) (略)</p>

3 水道の布設工事監督者と水道技術管理者の学歴と実務経験年数

表中「水道法施行令」を「令」、「水道法施行規則」を「規則」と表記している。

(1) 水道の布設工事監督者（下線部分は今回の改正部分）

条例 10条 2項	法令	学 歴 等	卒業又は修了した学科目・課程	実務経験
①	令4条 1号	学校教育法による大学※ ※ <u>専門職大学が含まれる</u>	土木工学科又はこれに相当する課程において 衛生工学又は水道工学	2年以上
		旧大学令による大学	土木工学科又はこれに相当する課程	
②	令4条 2号	学校教育法による大学※ ※ <u>専門職大学が含まれる</u>	土木工学科又はこれに相当する課程において 衛生工学及び水道工学以外の学科目	3年以上
③	令4条 3号	学校教育法による 短期大学※又は高等専門学校 ※ <u>専門職短期大学及び専門職大学の前期課程が含まれる</u>	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
		旧専門学校令による専門学校		
④	令4条 4号	学校教育法による 高等学校又は中等教育学校	③と同じ学科目	7年以上
		旧中等学校令による中等学校		
⑤	令4条 5号	—	—	10年以上 (工事)
⑥	令4条 6号、 規則9条 1号	①又は②の卒業生で 学校教育法に基づく大学院研究科 学校教育法に基づく大学の専攻科	→1年以上衛生工学又は水道工学を専攻 →衛生工学又は水道工学を専攻 ①の卒業生 ②の卒業生	1年以上 2年以上
⑦	令4条 6号、 規則9条 2号	外国の学校	①～④の学校において習得する程度と同等以上	各経験年数以上
⑧	令4条 6号、 規則9条 3号	技術士法第4条第1項に規定する第二次試験のうち上水道部門に合格	選択科目：上水道及び工業用水道又は水道環境	1年以上

(2) 水道技術管理者 (下線部分は今回の改正部分)

条例 11条	法令	学 歴	卒業又は修了した学科目・課程	実務経験
①	令6条 1号	水道の布設工事監督者の資格を有する者		
②	令6条 2号	学校教育法による大学※ ※ <u>専門職大学が含まれる</u>	・土木工学以外の工学、理学、農学、 医学、薬学に関する学科目 ・これらに相当する学科目	4年以上
		旧大学令による大学		6年以上
		学校教育法による 短期大学※又は高等専門学校 ※ <u>専門職短期大学及び専門職大学 の前期課程が含まれる</u>		
		旧専門学校令による専門学校		8年以上
		学校教育法による 高等学校又は中等教育学校		
		旧中等学校令による中等学校		
③	令6条 3号	—	—	10年以上
④	令6条 4号、 規則14条 1号	学校教育法による大学※ ※ <u>専門職大学が含まれる</u>	次の学科目以外 ・工学、理学、農学、医学、薬学に 関する学科目 ・これらに相当する学科目	5年以上
		旧大学令による大学		7年以上
		学校教育法による 短期大学※又は高等専門学校 ※ <u>専門職短期大学及び専門職大学 の前期課程が含まれる</u>		
		旧専門学校令による専門学校		9年以上
		学校教育法による 高等学校又は中等教育学校		
		旧中等学校令による中等学校		
⑤	令6条 4号、 規則14条 2号	外国の学校	・②の学科目を②の学校において 習得すると同等以上 ・④の学科目を④の学校において 習得すると同等以上	各 経 験 年数以上
⑥	令6条 4号、 規則14条 3号	—	厚生労働大臣の登録を受けた者が 行う水道の管理に関する講習の 課程を修了	—

4 関係法令（抜粋）

下線部分は平成 31 年 4 月 1 日施行。

○水道法（抜粋）

（技術者による布設工事の監督）

第十二条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（水道技術管理者）

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 （略）

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

○水道法施行令（抜粋）

（布設工事監督者の資格）

第四条 法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一～二 （略）

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、終了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四～六 （略）

2 （略）

（水道技術管理者の資格）

第六条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 （略）

二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、

農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三～四 （略）

2 （略）

○水道法施行規則（抜粋）

（布設工事監督者の資格）

第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二～三 （略）

（水道技術管理者の資格）

第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二～三 （略）